



2025 年 7 月 15 日

各 位

会社名 株式会社ノジマ
代表者名 取締役兼代表執行役社長 野島 廣司
(コード 7419 東証プライム)
問合わせ先 取締役兼代表執行役副社長 温盛 元
電話 050-3116-6500

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 15 日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

（1）当社の取締役及び執行役に対する処分の概要

①	割 当 日	2025 年 8 月 14 日
②	処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 18,025 株
③	処 分 価 額 及 び 処 分 総 額	1 株につき 3,335 円 ※ 本自己株式処分は、当社の取締役及び執行役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法第 202 条の 2）、公正な評価額として、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2025 年 7 月 14 日）における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（3,335 円）を処分価額とし、当該処分価額に上記の処分する株式の数を乗じた金額 60,113,375 円を処分総額としております。
④	処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役 11 名 15,321 株 当社の執行役 5 名 2,704 株

（2）当社の顧問並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び顧問に対する処分の概要

①	処 分 期 日	2025 年 8 月 14 日
②	処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 11,418 株
③	処 分 価 額	1 株につき 3,335 円
④	処 分 総 額	38,079,030 円
⑤	処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の顧問 8 名 2,962 株 当社子会社の取締役 11 名 7,314 株 当社子会社の監査役 1 名 287 株 当社子会社の執行役員 3 名 586 株 当社子会社の顧問 1 名 269 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月20日開催の報酬委員会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役及び執行役（以下「対象役員」といいます。）並びに当社の顧問、当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び顧問（以下「対象子会社役員等」といい、「対象役員」と併せて「割当対象者」と総称します。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度に基づき対象役員に対して支給する報酬は、①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象子会社役員等に対して支給する報酬は当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権といたします。また、割当対象者は当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき支給される報酬として、対象役員に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象役員の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものとしたしますが、対象役員に対して支給する当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき支給される報酬として、割当対象者に対して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、割当対象者は、当社の報酬委員会又は当社子会社の取締役会の決議に基づき、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとしたします。この場合における1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額とならない範囲において、報酬委員会において決定します。なお、各割当対象者への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と割当対象者との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本割当株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

今回は、報酬委員会の諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象役員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象役員等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、対象役員16名に対し職務執行の対価として当社の普通株式合計18,025株を付与することとし、また、対象子会社役員等24名には、本自己株式の処分の現物出資財産とするための金銭債権合計38,079,030円（以下「本金銭債権」といいます。）、当社の普通株式11,418株を付与することといたしました。

本自己株式処分において、当社と割当対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2025年8月14日から当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位を退任又は退職した直後の時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

割当対象者が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終決時点の直前時（ただし、割当対象者が当社の顧問又は当社子会社の執行役員及び顧問の場合には、本割当決議日の属する事業年度

の開始日から当該事業年度の末日までの期間と読み替える。以下同じとする。)までの期間(以下「本役務提供期間」という。)中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

- (3) 本役務提供期間中に、割当対象者が任期満了又は定年その他の正当な事由(死亡による場合を含む。)により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

割当対象者が、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問相談役又は使用人その他これに準ずるいずれかの地位をも任期満了又は定年その他正当な事由(死亡による退任又は退職を含む。)により退任又は退職した場合には、割当対象者の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式に、本割当決議日(ただし、割当対象者が当社の顧問又は当社子会社の執行役員及び顧問の場合には、本割当決議日の属する事業年度の開始日を含む月と読み替える。)から割当対象者の退任又は退職の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数(12)で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。

- (4) 当社による無償取得

割当対象者が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

- (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日(ただし、割当対象者が当社の顧問又は当社子会社の執行役員及び顧問の場合には、本割当決議日の属する事業年度の開始日を含む月と読み替える。)を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数(12)で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

- (6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 対象子会社役員等に対する本自己株式処分における払込金額の算定根拠及びその具体的内容

対象子会社役員等に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価格につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025

年7月14日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,335円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上